

## 4 産業保健関係助成金

産業保健活動に取り組む事業主に対して助成するものであり、事業場における産業保健活動の活性化を目的としています。

本助成金は次の5つに分けられます。

- I ストレスチェックの実施に対し助成する「ストレスチェック助成金」
- II ストレスチェックの集団分析結果を活用した、職場環境改善の実施に対し助成する「職場環境改善計画助成金」
- III 心の健康づくり計画の作成、実施に対し助成する「心の健康づくり計画助成金」
- IV 産業医活動等の実施に対し助成する「小規模事業場産業医活動助成金」
- V 治療と仕事の両立支援制度導入等に対し助成する「治療と仕事の両立支援助成金」

### I ストレスチェック助成金

ストレスチェックを実施し、また、医師による面接指導等を実施した従業員50人未満の事業場に対して助成するものであり、労働者の健康管理の促進を目的としています。

#### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、次の1または2の措置を実施した場合に受給することができます。

- 1 ストレスチェック  
年1回のストレスチェックを実施した場合
- 2 ストレスチェックに係る医師による活動  
ストレスチェックに係る医師による活動（※1）について実施した場合

※1 産業医の資格を持った医師が次の①または②を行うこと

- ①ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ②面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること

#### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業場は、次の1～5の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 労働保険の適用事業場であること。
- 2 常時使用する従業員が派遣労働者を含めて50人未満であること。
- 3 ストレスチェックの実施者が決まっていること。
- 4 事業者が医師と契約し、ストレスチェックに係る医師による活動の全部又は一部を行わせること。
- 5 ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

## 助成額

本助成金は、助成の対象に応じて、下表の額が支給されます。

助成対象	助成額
①ストレスチェックの実施	1 従業員につき500円を上限に実費を支給
②ストレスチェックに係る医師による活動	1 事業場あたり1回の活動につき21,500円を上限に実費を支給（上限3回）

## 受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

### ①ストレスチェックの実施について審議

- ・ ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供などを行う。

### ②ストレスチェックの実施

- ・ 医師又は保健師等によるストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する。

### ③ストレスチェックに係る面接指導などの実施

- ・ ストレスチェック実施後、従業員からの申出に対して面接指導などを行う。

### ④ストレスチェック助成金支給申請

- ・ 必要な書類を揃えて、ストレスチェック実施とストレスチェックに係る医師による活動の費用について、助成金の支給申請を行う。

ストレスチェック実施後6か月以内に助成金支給申請を行ってください。

### ⑤助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・ 労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が支払われる。

## 利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

全国统一ナビダイヤル TEL 0570-783046

## II 職場環境改善計画助成金

ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導に基づき職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した事業場に対し助成するものであり、職場環境改善の促進を目的としています。

(注) 本助成金について、以下に掲載している現行制度の運用は令和元年6月30日をもって終了します。新制度の内容については、決定次第(独)労働者健康安全機構HP(P333参照)において掲載予定ですので、7月以降の詳細につきましては、そちらで御確認ください。

### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、次の措置を実施した場合に受給することができます。

【Aコース】専門家(※1)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合。

※1 産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員(※2)の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合。

【建設現場コース】メンタルヘルス対策促進員(※2)の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合。

※2 中小規模事業場にメンタルヘルス対策を普及促進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者

### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業場は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

#### 【Aコース】

- 1 労働保険適用事業場であること。
- 2 ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。
- 3 専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していること。
- 4 ストレスチェック実施後の集団分析結果だけではなく、専門家から管理監督者による日常の職場管理で得られた情報、労働者からの意見聴取で得られた情報及び産業保健スタッフによる職場巡視で得られた情報等も勘案して職場環境の評価を受け、改善すべき事項について指導を受けていること。
- 5 専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善の全部又は一部を実施していること。
- 6 専門家から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されたことの確認を受けていること。

#### 【Bコース】 上記を以下のとおり読み替えます。

専門家 ⇒ メンタルヘルス対策促進員 3 ⇒ 除外

- 4 ⇒ メンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。

#### 【建設現場コース】

- 1 労災保険の適用事業であること。
- 2 労働者数が常時50人以上の建設現場であること。
- 3 ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。

- 4 建設現場を訪問したメンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。
- 5 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善を実施していること。
- 6 メンタルヘルス対策促進員が、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されていることを確認していること。

## 助成額

本助成金は、各コースに応じて、下表の額が支給されます。

助成対象	助成額
【Aコース】 ①専門家の指導費用 ②機器・設備購入費用	1事業場あたり100,000円を上限に実費を支給。 ただし、機器・設備購入費用は50,000円（税込み）を上限とし、かつ、単価50,000円（税込み）以内。
【Bコース】 機器・設備購入費用	1事業場あたり50,000円（税込み）を上限、かつ、単価50,000円（税込み）以内で実費を支給。
【建設現場コース】 機器・設備購入（リースやレンタルを含む）費用	1建設現場あたり50,000円（税込み）を上限、かつ、単価50,000円（税込み）以内で実費を支給。

（注）50,000円（税込み）の範囲であれば、複数の機器・設備が助成対象となります。

（注）機器・設備購入費用に対する助成は【Aコース】【Bコース】合わせて将来にわたり1回限りとなります。

## 受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

### 【Aコース】

#### ①ストレスチェックの実施

- ・医師、保健師等によりストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する。

#### ②ストレスチェック実施後の集団分析

- ・ストレスチェック結果を一定の規模の集団ごとに集計・分析する。

#### ③職場環境改善計画の作成に係る指導契約の締結

- ・専門家と職場環境改善計画の作成に係る指導契約を締結する。

#### ④職場環境改善計画の作成

- ・専門家からの職場環境の評価、改善すべき事項を踏まえ、職場環境改善計画を作成する。

#### ⑤職場環境の改善

- ・作成された職場環境改善計画に基づき、労働時間や勤務体系、作業方法や職場組織、職場の物理化学的環境の改善、健康相談窓口の設置等を実施する。

#### ⑥職場環境改善計画書助成金支給申請

- ・必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

#### ⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

【Bコース】 上記を以下のとおり読み替えます。

専門家 ⇒ メンタルヘルス対策促進員

③ ⇒ 職場環境改善計画の作成に係る助言・支援

訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（事業場訪問3回まで）を受ける。

【建設現場コース】

#### ①ストレスチェックの実施

- ・建設工事従事者に対してストレスチェックを実施する。

#### ②ストレスチェック実施後の集団分析②ストレスチェック実施後の集団分析

- ・ストレスチェック結果を建設現場全体及び建設現場内の一定規模の集団（会社又はグループ）ごとに集計して、当該集団のストレスの特徴及び傾向を分析する。

#### ③職場環境改善計画の作成に係る助言・支援

- ・訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（建設現場訪問は3回まで）を受ける。

#### ④職場環境改善計画の作成

- ・メンタルヘルス対策促進員からの職場環境の評価、改善すべき事項を踏まえ、職場環境改善計画を作成する。

#### ⑤職場環境の改善

- ・作成された職場環境改善計画に基づき、リスク低減措置（職場組織や職場の物理化学的環境の改善等）を実施する。（メンタルヘルス対策促進員の確認を受ける。）

#### ⑥職場環境改善計画書助成金支給申請

- ・必要な書類を添えて、建設現場の所在地と同じ都道府県にある産業保健総合支援センターへ助成金の支給申請を提出する。

#### ⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

### 利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046

### **Ⅲ 心の健康づくり計画助成金**

メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した事業者に対し助成するものであり、労働者の心の健康の保持増進の促進を目的としています。

#### **対象となる措置**

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の措置を実施した場合に受給することができます。

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合。

※ 中小規模事業場にメンタルヘルス対策を普及推進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者

#### **対象となる事業主**

本助成金を受給する事業主は、次の1～6の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 労働保険適用事業場であること。
- 2 登記上の本店又は本社機能を有する事業場であること。
- 3 訪問したメンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、新たに心の健康づくり計画を作成していること。
- 4 作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。
- 5 「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策を実施していること。
- 6 メンタルヘルス対策促進員から、「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受けていること。

#### **助成額**

1事業者あたり、一律100,000円が支給されます。  
ただし、1事業者あたり将来にわたり1回限りとなります。

## 受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

### ①心の健康づくり計画の作成に係る助言・支援

- ・訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（事業場訪問3回）を受ける。

### ②心の健康づくり計画の作成

- ・心の健康づくり計画を作成する。

### ③心の健康づくり計画の周知

- ・従業員に心の健康づくり計画を周知する。

### ④心の健康づくり計画の実施

- ・心の健康づくり計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する。

### ⑤メンタルヘルス対策促進員による確認

- ・メンタルヘルス対策促進員から「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受ける。

### ⑥心の健康づくり計画助成金支給申請

- ・必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

### ⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

## 利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046

## IV 小規模事業場産業医活動助成金

産業医の要件を備えた医師または保健師と契約し、産業保健活動を実施した従業員50人未満の事業場に対し助成するものであり、労働者の健康管理の促進を目的としています。

### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、次の措置を実施した場合に受給することができます。

#### 【産業医コース】

産業医の要件を備えた医師と、職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導などの産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、契約を締結した産業医が産業医活動の全部又は一部を実施した場合。

#### 【保健師コース】

保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育などの産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、契約を締結した保健師が産業保健活動の全部又は一部を実施した場合。

#### 【直接健康相談環境整備コース】

産業医または保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた産業医活動または産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、労働者に仕組みについて周知した場合。

### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業場は、要件をすべて満たしていることが必要です。

#### 【産業医コース】

- 1 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- 2 労働保険適用事業場であること。
- 3 産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を新たに締結していること。
- 4 産業医が産業医活動の全部又は一部を実施していること。
- 5 産業医活動を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

#### 【保健師コース】

- 1 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- 2 労働保険適用事業場であること。
- 3 保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を新たに締結していること。
- 4 保健師が産業保健活動の全部又は一部を実施していること。
- 5 産業保健活動を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。



#### 【直接健康相談環境整備コース】

- 1 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- 2 労働保険適用事業場であること。
- 3 産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること又は保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること。
- 4 上記又は上記と同様の契約を産業医又は保健師と契約していることを前提に、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた契約をしていること。
- 5 産業医又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを労働者へ周知していること。
- 6 産業医活動もしくは産業保健活動を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

### 助成額

#### 【産業医コース】

1事業場あたり、6か月ごとに100,000円を上限に実費が支給されます。  
ただし、1事業場あたり将来にわたり2回限りとなります。

#### 【保健師コース】

1事業場あたり、6か月ごとに100,000円を上限に実費が支給されます。  
ただし、1事業場あたり将来にわたり2回限りとなります。

#### 【直接健康相談環境整備コース】

1事業場あたり、6か月ごとに一律100,000円が支給されます。  
ただし、1事業場あたり将来にわたり2回限りとなります。

## 受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

### 【産業医コース】

#### ①産業医と産業医活動の契約

- ・ 産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結する。

#### ②産業医活動の実施

- ・ 契約に基づき産業医による職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する。

#### ③産業医に対する支払い

- ・ 産業医に対して、契約に基づき費用を支払う。

#### ④小規模事業場産業医活動助成金支給申請（1回目）

- ・ 必要な書類（6か月分の産業医に支払った費用の領収書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

#### ⑤小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・ 労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

#### ⑥小規模事業場産業医活動助成金支給申請（2回目）

- ・ 必要な書類（6か月分の産業医に支払った費用の領収書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

#### ⑦小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・ 労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

【保健師コース】 上記を以下のとおり読み替えます。

産業医 ⇒ 保健師

産業医活動 ⇒ 産業保健活動

## 【直接健康相談環境整備コース】

### ①産業医又は保健師と産業保健活動の契約

- ・産業医の要件を備えた医師又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結する。

### ②労働者への周知

- ・産業医又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを労働者へ周知する。

### ③小規模事業場産業医活動助成金支給申請（1回目）

- ・必要な書類（産業医又は保健師との契約書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

### ④小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

### ⑤小規模事業場産業医活動助成金支給申請（2回目）

- ・必要な書類（産業医又は保健師との契約書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

### ⑥小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

## 利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046

## V 治療と仕事の両立支援助成金

労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業者に対して助成するものであり、労働者の健康確保を図ることを目的としています。

なお、本助成金は、支給対象措置によって次のように区分されます。

環境整備コース	労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための柔軟な勤務制度や休暇制度を導入し、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業者に対する助成
制度活用コース	がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者のために、両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行った事業者に対する助成

### 対象となる措置

#### 1 環境整備コース

環境整備コースは、下記の「対象となる事業者」に該当する事業者が、次の（１）から（３）までのすべての措置を実施した場合に受給することができます。

##### （１）両立支援制度の導入

以下の①から③までのいずれにも該当する両立支援制度が対象です。

- ① がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者の、傷病に応じた治療のための配慮を行う制度（※１）であること。
- ② 雇用形態を問わず適用される両立支援制度であること。
- ③ 当該制度が実施されるための合理的な条件（両立支援制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続き等）が労働協約又は就業規則に明示されていること。

（※１）時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない。）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など

##### （２）両立支援コーディネーターの配置

##### （３）両立支援環境整備計画の認定

導入を予定している両立支援制度及び配置予定の両立支援コーディネーターについて、両立支援環境整備計画を作成し、労働者健康安全機構本部に提出し認定を受けてください。

#### 2 制度活用コース

制度活用コースは、下記の「対象となる事業者」に該当する事業者が、次の（１）から（３）までのすべての措置を実施した場合に受給することができます。

##### （１）対象労働者

制度活用助成における「対象労働者」は、次の①及び②のいずれにも該当する労働者です。

- ① がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った者で、治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な者。

なお、傷病の治療について、通常要する時間や反復・継続するかどうかは一義的に解釈することは

できないため、個別に医師の判断を要する。

- ② 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業者に対して支援を申し出た者。

## (2) 両立支援制度活用計画の認定

対象労働者に実施する両立支援制度（※2）や両立支援コーディネーターの活用方法等が記載されている両立支援制度活用計画を作成し、労働者健康安全機構本部に提出し、その認定を受けてください。

（※2）以下の①から④までのいずれにも該当する両立支援制度が対象です。

- ① がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者の、傷病に応じた治療のための配慮を行う制度であること。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など）
- ② 雇用形態を問わず適用される両立支援制度であること。
- ③ 当該制度が実施されるための合理的な条件（両立支援制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続き等）が労働協約又は就業規則に明示されていること。
- ④ 対象労働者に関する治療の状況や就業継続の可否について、主治医意見書に関する費用を事業者が負担するものであること。

## (3) 両立支援コーディネーターの活用、両立支援制度の実施

認定された両立支援制度活用計画に基づき、当該両立支援制度活用計画の実施期間に、両立支援コーディネーターの活用、両立支援制度の実施をおこなってください。

# 対象となる事業者

## 1 環境整備コース

環境整備コースを受給する事業者は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 労働保険の適用事業の事業者であること。
- (2) 認定された両立支援環境整備計画（以下「認定両立支援環境整備計画」という。）に基づき、当該計画期間内に両立支援制度の導入を新たに行い、両立支援コーディネーターを配置した事業者であること。  
なお、両立支援コーディネーターの配置に当たっては、以下の①から③までのいずれにも該当する事業者であること。
  - ① 雇用している労働者に労働者健康安全機構が実施する両立支援コーディネーター養成研修（以下「養成研修」という。）を受講、修了させた事業者であること。
  - ② 支給申請時点において、両立支援コーディネーターを一般被保険者等として継続して1年以上雇用することが確実であると認められる事業者であること。
  - ③ 養成研修の費用（交通費、宿泊費）が発生する場合は、事業者がこれを全て負担していること。
- (3) 過去に両立支援コーディネーターを配置したことを事由として助成金を受給していない事業者であること。

## 2 制度活用コース

制度活用コースを受給する事業者は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 労働保険の適用事業の事業者であること。
- (2) 認定された両立支援制度活用計画に基づき、当該計画期間内に、対象事業所に配置されている両立支

援コーディネーターを活用し、両立支援制度を活用した両立支援プランを策定し、対象事業所における対象労働者に実際に適用した事業者であること。

- (3) 過去に制度活用助成における対象労働者が有期契約であることを事由として助成金を受給していない事業者であること。
- (4) 過去に制度活用助成における対象労働者の雇用期間に定めがないことを事由として助成金を受給していない事業者であること。

## 支給額

### 1 環境整備コース

両立支援制度を導入し、両立支援コーディネーターを配置した場合に20万円が支給されます。  
なお、助成金の支給は1回限りです。

### 2 制度活用コース

対象労働者の雇用期間の定めの有無に応じて、次の額が支給されます。

- (1) 対象労働者が有期契約の場合 20万円
- (2) 対象労働者の雇用期間に定めのない場合 20万円

なお、助成金の支給は上記(1)、(2)のそれぞれについて1回限りです。

## 支給手続

### 1 環境整備コース

環境整備コースを受給しようとする事業者、次の(1)～(2)の順に支給手続をしてください。

#### (1) 両立支援環境整備計画の認定申請

両立支援制度の導入に係る両立支援環境整備計画を作成し、両立支援制度を最初に導入する月の初日の6か月前の日から1か月前の日の前日までに、必要な書類(※3)を添えて、労働者健康安全機構本部へ認定申請をしてください。

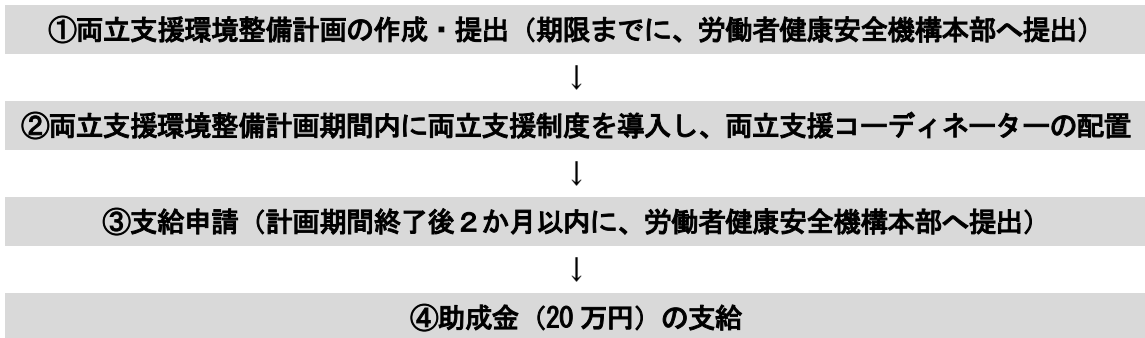
また、計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じて変更書を提出し、変更の認定を受ける必要があります。

(※3) 計画の認定や支給申請の申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働者健康安全機構本部へお問い合わせ下さい。

#### (2) 支給申請

(1)によって認定を受けた後、認定された両立支援環境整備計画に基づき両立支援制度の導入、両立支援コーディネーターを社内に配置し、両立支援環境整備計画期間終了後2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、労働者健康安全機構本部に支給申請を行ってください。

### (3) 手続きの流れ



## 2 制度活用コース

制度活用コースを受給しようとする事業者は、次の（１）～（２）の順に受給手続きをしてください。

### (1) 両立支援制度活用計画の認定申請

両立支援制度の活用に係る両立支援制度活用計画を作成し、両立支援制度を最初に導入する月の初日の6か月前の日から1か月前の日の前日までに、必要な書類（※４）を添えて、労働者健康安全機構本部へ認定申請をしてください。

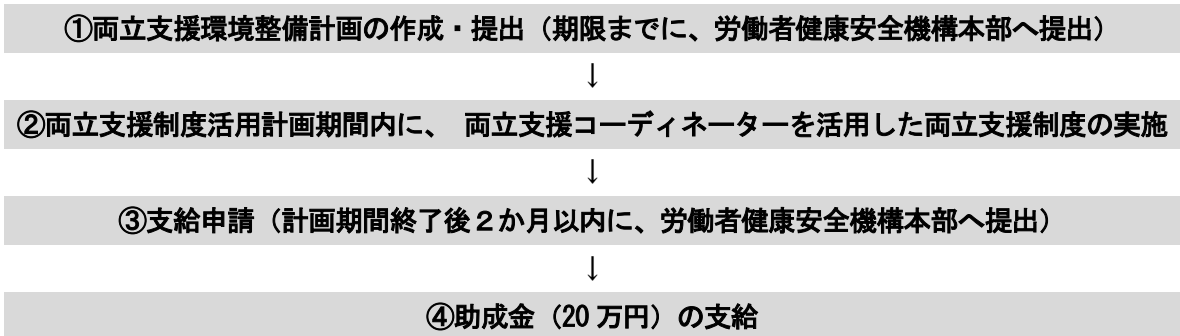
また、計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じて変更書を提出し、変更の認定を受ける必要があります。

（※４）計画の認定や支給申請の申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働者健康安全機構本部へお問い合わせ下さい。

### (2) 支給申請

（１）によって認定を受けた後、認定された両立支援制度活用計画に基づき、両立支援コーディネーターの活用、両立支援制度の実施を行い、両立支援制度活用計画期間終了後2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、労働者健康安全機構本部に支給申請を行ってください。

### (3) 手続きの流れ



## 利用にあたっての注意点

- ・その他支給要件、申請様式及びこれに添付すべき書類等については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

全国统一ナビダイヤル TEL 0570-783046